

## 2015-02試験問題の解答例等（白石忠志）

### 第1問

そのようなわけで、部品の価格協定が最終製品の価格に与えた影響はMinn-Chem判決の事案での行為に比べれば直接性の程度が低いものであった。Minn-Chem判決の事案とは、「相手方の主張によれば、外国の供給者がカルテルをし、米国で必要とされる商品の価格を米国外で上昇させ、（それに成功した後）その商品を米国の需要者に売った」というものである。

他方で同時に、本件の事案は、Minn-Chem判決において当裁判所が、シャーマン法違反とならないのは明らかであるとしたもの、すなわち、「外国での行為が多数のフィルターを通ったうえで米国に僅かな影響を与えるに過ぎないような状況」と同等であるというわけでもない。

\* 2つの下線部が整合するよう読解することが肝要。

### 第2問

（日本語訳としては簡単であり解答例は省略する。）

### 第3問

- 1 (1) 特定共乾施設工事の入札参加者
- (2) 農協
- (3) 特定共乾施設工事の入札参加者

\* 同様の意味なら可。

- 2 支配型私的独占の課徴金については7条の2第2項が適用される（本件では排除の認定がないので同条第4項の適用はない）。同条第2項によれば、課徴金は、「当該事業者が被支配事業者に供給した当該商品又は役務」（それに必要な商品役務を含む）と「当該一定の取引分野において当該事業者が供給した当該商品又は役務（……）」の売上額に算定率を乗じて計算する。

そうしたところ、本件では福井県経済連は、検討対象市場（「当該一定の取引分野」）での需要者である農協に対して施主代行業務を供給し対価を得ていたにとどまり、被支配事業者である入札参加者との取引は認定されておらず、検討対象市場での「当該商品又は役務」である特定共乾施設工事を供給しているわけでもない。したがって、福井県経済連にとって、7条の2第2項の売上額は零であり、課徴金額も零となるから、課徴金納付命令がされなかったものと推測される。

\* 1 (3) の問題文において7条の2第2項に言及してヒントとしている。

- 3 （自由記述であり、解答例は掲げない。私的独占・不公正な取引方法の個別事件における運用に言及する、課徴金に関する一般論（立法論を含む）に言及する、などが考えられる。）

以上